

令和6年度 第1回水戸市笠原市民センター 運営審議会

日 時 令和6年7月3日（水）

15時00分

場 所 笠原市民センター 研修室

《次 第》

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長及び副会長の選任について

4 あいさつ

5 議 事

- (1) 令和5年度笠原市民センター利用状況について
- (2) 令和6年度笠原市民センター運営方針及び重点目標について
- (3) 令和6年度笠原市民センター定期講座募集状況について
- (4) 令和6年度笠原市民センター等事業計画（案）について
- (5) その他

6 閉 会

笠原市民センター運営審議会委員名簿

※ 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

役 職	氏 名	備 考
	堀 江 寛 嗣	笠原地区総合自治連合会副会長
	鈴 木 文 洋	笠原地区総合自治連合会副会長
	池 田 節 子	笠原地区女性防火クラブ会長
	瀬 谷 礼 子	水戸市食生活改善推進員会笠原支部長
	根 本 理 恵	笠原市民センターサークル団体代表
	小 沼 信 行	笠原小学校校長

(1) 令和5年度笠原市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合 計	
月	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	15	167	6	176	5	88	64	600	90	1,031
5	33	390	4	70	9	138	67	591	113	1,189
6	35	411	6	87	12	173	63	573	116	1,244
7	33	356	4	120	9	143	62	495	108	1,114
8	21	328	2	27	4	44	41	335	68	734
9	35	416	4	103	11	135	42	329	92	983
10	37	442	3	54	13	153	52	403	105	1,052
11	35	884	3	64	8	115	49	416	95	1,479
12	33	379	4	65	14	227	48	386	99	1,057
1	36	404	3	42	5	65	43	391	87	902
2	35	377	7	175	9	136	50	451	101	1,139
3	33	357	4	55	7	118	63	653	107	1,183
合計	381	4,911	50	1,038	106	1,535	644	5,623	1,181	13,107
4年度	395	4,738	24	432	79	1,625	734	6,521	1,232	13,316
比較	△ 14	173	26	606	27	△ 90	△ 90	△ 898	△ 51	△ 209

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	4年度	比較
利用人員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	△ 13
利用冊数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	36	△ 33

【参 考】

- 市民センター（市民センター主催事業）
定期講座（教室・クラブ），高齢者教育講座，女性教養講座，家庭教育学級，文化展等
- 社会教育団体
地区会，高齢者クラブ，女性会，子ども会関係，小中学校PTA，各種スポーツ団体等
- 市・県
水戸市関係各課，茨城県関係各課，高齢福祉課（いきいき健康クラブ等），子育て広場
- その他
社会福祉協議会，民生・児童委員，町内会，女性防火クラブ，食生活改善推進員，サークル活動（趣味）等

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和 室	調理室	図書室	合 計
4	件数	51	16	18	5	0	90
	人員	668	192	139	32	0	1,031
5	件数	63	20	25	5	0	113
	人員	741	202	215	30	1	1,189
6	件数	63	24	23	6	0	116
	人員	773	234	196	41	0	1,244
7	件数	60	19	23	6	0	108
	人員	734	162	175	43	0	1,114
8	件数	43	13	12	0	0	68
	人員	521	122	91	0	0	734
9	件数	49	17	20	6	0	92
	人員	636	135	174	38	0	983
10	件数	53	17	28	7	0	105
	人員	598	149	245	60	0	1,052
11	件数	48	20	21	6	0	95
	人員	1,074	189	180	36	0	1,479
12	件数	50	22	22	5	0	99
	人員	620	218	182	37	0	1,057
1	件数	43	20	19	5	0	87
	人員	509	182	182	29	0	902
2	件数	55	20	22	4	0	101
	人員	706	189	219	25	0	1,139
3	件数	53	30	18	6	0	107
	人員	650	316	178	39	0	1,183
合計	件数	631	238	251	61	0	1,181
	人員	8,230	2,290	2,176	410	1	13,107
4年度 合計	件数	647	248	279	58	0	1,232
	人員	8,315	2,336	2,216	435	14	13,316
比較	件数	△ 16	△ 10	△ 28	3	0	△ 51
	人員	△ 85	△ 46	△ 40	△ 25	△ 13	△ 209

《参考》 令和5年度 市民センター利用状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

No.	施設名	利用件数 (件)	利用人数 (人)
1	五軒市民センター	2,368	31,128
2	見和市民センター	1,795	29,380
3	常磐市民センター	1,884	26,893
4	桜川市民センター	2,107	25,291
5	堀原市民センター	1,363	25,251
6	双葉台市民センター	1,777	24,927
7	千波市民センター	1,556	24,076
8	三の丸市民センター	1,825	23,041
9	内原市民センター	1,923	21,832
10	新莊市民センター	1,580	21,285
11	緑岡市民センター	1,247	20,231
12	石川市民センター	1,282	17,545
13	寿市民センター	1,016	16,457
14	城東市民センター	1,253	16,299
15	吉田市民センター	1,191	16,153
16	竹隈市民センター	1,241	15,815
17	上中妻市民センター	1,140	14,048
18	笠原市民センター	1,187	13,353
19	酒門市民センター	821	12,911
20	見川市民センター	901	12,881
21	稲荷第一市民センター	1,267	12,865
22	赤塚市民センター	1,161	12,462
23	妻里市民センター	1,105	12,358
24	柳河市民センター	1,108	12,122
25	吉沢市民センター	1,012	11,686
26	上大野市民センター	962	11,395
27	稲荷第二市民センター	970	11,119
28	鯉淵市民センター	1,104	11,007
29	大場市民センター	840	9,902
30	下大野市民センター	699	9,791
31	国田市民センター	806	8,652
32	飯富市民センター	630	8,095
33	山根市民センター	660	7,457
34	渡里市民センター	154	4,289
	合 計	41,935	551,997

令和6年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネット

ワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和6年度笠原市民センター定期講座募集状況について

【教室】

曜日	教室名	開催日	時 間	会 費 (年額)	募集 人数	講師名	開講日	会場	継続	新規	合計
火	卓 球	第1・3	10:00~12:00	10,000円	10名	大庭 京子	5/07	ホール	-	10	10
土	初 心 者 そば打ち	第3	11:15~12:45	15,000円	10名	小林 茂	5/18	ホール	-	10	10
	伝 統 文 化 こども日本舞踊	第1・3	14:00~16:30	15,000円	10名	西崎 琴江	5/18	和 室	-	6	6

【クラブ】

曜日	クラブ名	開催日	時 間	会 費 (年額)	募集 人数	講師名	開講日	会場	継続	新規	合計
月	太 極 拳	第1・3	13:30~15:30	8,000円	10名	猿谷 裕子	5/13	ホール	14	9	23
火	笠 原 俳 句	第 2	9:30~12:00	12,000円	12名	天下井誠史	5/14	研修室	9	1	10
	書 道	第1・2・3	10:00~12:00	12,000円 (教材代別)	3名	大橋 稔	5/07	和 室	13	2	15
	ヨ ー ガ A	第1・3	13:30~15:00	12,000円	4名	鯉沼千加子	5/07	和 室	10	3	13
	ヨ ー ガ B	第2・4	13:30~15:00	12,000円	3名	鯉沼千加子	5/14	和 室	10	2	12
水	陶 芸	第1・3	9:30~12:00	12,000円	3名	長岡 興	5/01	ホール	8	0	8
	茶 道	第2・4	10:00~12:00	10,000円 (抹茶・菓子代別)	3名	福田 幸司	5/08	和 室	10	5	15
	エ ア ロ ビ ク ス	第2・4	13:15~14:15	10,000円	6名	飛田 幸乃	5/08	ホール	7	0	7
木	絵 手 紙	第1・3	10:00~12:00	11,000円	5名	茅根 啓子	5/02	研修室	7	0	7
	演 歌 舞 踊	第1・3	13:30~15:30	20,000円	5名	石川満佐子	5/02	ホール	8	2	10
	お菓子作りA	第 1	9:30~12:30	5,000円 (材料費別)	3名	塚原 秩子	5/02	調理室	7	1	8
	お菓子作りB	第 3	9:30~12:30	5,000円 (材料費別)	2名	塚原 秩子	5/16	調理室	8	0	8
	フ ォ ー ク ス ダ ン ス	第2・4	10:00~12:00	14,000円	10名	池田 洋子	5/09	ホール	6	0	6
金	楽 し い オ カ リ ナ	第2・4	10:00~12:00	10,000円	8名	野内 敏子	5/10	研修室	11	1	12
土	そば打ち	第3	9:30~11:00	15,000円	2名	小林 茂	5/18	ホール	8	2	10
日	歌 謡	第1・3	18:00~20:00	10,000円	10名	金沢はるみ	5/12	ホール	18	0	18
合 計									154	54	208

令和6年度 笠原市民センター

定期講座受講生募集

***募集期間** 令和6年4月8日(月)～令和6年4月19日(金)

受付時間：午前9時～午後5時(土日は除く)

***開講期間** 令和6年5月～令和7年3月《8月は原則として休講になります。》

*申込方法

- ・笠原市民センター窓口で直接お申込みください。電話でのお申込みはできません。
- ・募集人員になり次第締め切ります。(先着順)

*会費納入

- ・開講日に各講座の会計担当の方へ納入してください。
- ・原則として、途中退会での返金はいたしません。
- ・材料費・教材費は、講座により別途負担となります。
- ・参加人員により、会費に変更が生じることがあります。

*その他

- ・受講者が10名に満たない場合は、中止になる場合があります。
- ・各講座の開催日は、祝日や市民センター行事等により変更になる場合があります。
- ・当日、体調不良の方は参加をご遠慮ください。

【新規教室】



卓球教室

初心者の方、興味のある方大歓迎です！

- ☆ 開催日時 第1・3火曜日 10:00～12:00
- ☆ 会費(年額) 10,000円
- ☆ 講師 大庭 京子 先生
- ☆ 募集人数 10名 開講日 5/7



初心者そば打ち教室

(一社)全麵協の有段者を中心に、そば打ちを楽しく学べます。

- ☆ 開催日時 第3土曜日 11:15～12:45
- ☆ 会費(年額) 15,000円(材料費込み)
- ☆ 講師 小林 茂 先生
- ☆ 募集人数 10名 開講日 5/18

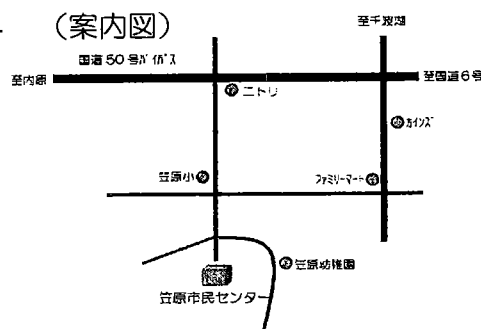


お問い合わせ先
笠原市民センター

水戸市笠原町358-5
TEL/FAX 243-3769



(案内図)



裏面もご覧ください。

❖ 教室 ❖ (初心者対象)

令和6年5月～令和7年3月

曜日	教室名	開催日	時 間	年会費	定員	募集人数	開講日	講師名	備 考
火	卓 球	第1・3	10:00～12:00	10,000円	10名	10名	5/7	大庭 京子	初心者の方,大歓迎です!!
土	初 心 者 そば打ち	第 3	11:15～12:45	15,000円 材料費含む	10名	10名	5/18	小 林 茂	マンツーマンによる丁寧な指導で そば打ちの基礎から学べます
	伝統文化 こども日本舞踊	第1・3	14:00～16:30	15,000円	16名	10名	5/11	西崎 琴江	気軽に日本舞踊を楽しめます 是非一緒に!

❖ クラブ ❖ (経験者・初心者可)

曜日	クラブ名	開催日	時 間	年会費	定員	募集人数	開講日	講師名	備 考
月	太 極 拳	第1・3	13:30～15:30	8,000円	25名	10名	5/13	猿谷 裕子	太極拳で心身の健康増進が図れます
火	笠 原 俳 句	第 2	9:30～12:00	12,000円	20名	12名	5/14	天下井誠史	初心者歓迎!!
	書 道	第1・2・3	10:00～12:00	12,000円 テキスト代別	16名	3名	5/7	大橋 稔	書道に親しみましょう
	ヨ ー ガ A	第1・3	13:30～15:00	12,000円	14名	4名	5/7	鯉沼千加子	心も身体も強化し,柔軟にバランス 力もアップします
	ヨ ー ガ B	第2・4	13:30～15:00	12,000円	14名	3名	5/14	鯉沼千加子	基本からヨガを学びましょう
水	陶 芸	第1・3	9:30～12:00	12,000円	12名	3名	5/1	長岡 興	初心者歓迎!! 普段使いの器を自 分の手で
	茶 道	第2・4	10:00～12:00	20,000円 材料費含む	13名	3名	5/8	福田 幸司	暮らしの中に茶道の楽しみを
	エアロビクス	第2・4	13:15～14:15	10,000円	13名	6名	5/8	飛田 幸乃	運動の好きな方,一緒に楽しく体を 動かしましょう
木	絵 手 紙	第1・3	10:00～12:00	11,000円	12名	5名	5/2	茅根 啓子	四季の移ろいを絵手紙にします
	演 歌 舞 踊	第1・3	13:30～15:30	20,000円	13名	5名	5/2	石川満佐子	曲に合わせて楽しく踊りましょう
	お菓子作りA	第 1	9:30～12:30	5,000円 材料費別	10名	3名	5/2	塚原 秩子	お菓子を作って食べてみたいとい う方お待ちしています
	お菓子作りB	第 3	9:30～12:30	5,000円 材料費別	10名	2名	5/16	塚原 秩子	手作りのお菓子で素敵な時間を一 緒に過ごしましょう
	フォークダンス	第2・4	10:00～12:00	14,000円	16名	10名	5/9	池田 洋子	ダンスを基礎から楽しく学びま しょう
金	楽しいオカリナ	第2・4	10:00～12:00	10,000円	20名	8名	5/10	野内 敏子	初心者の方,興味のある方大歓迎 です
土	そば打ち	第 3	9:30～11:00	15,000円 材料費含む	10名	2名	5/18	小林 茂	(一社)全麵協の有段者を中心に, そば打ちを楽ししく学べます
日	歌 謡	第1・3	18:00～20:00	10,000円	30名	10名	5/12	金沢はるみ	歌謡の基礎から楽しく学べます

✂ 切り取り線

令和6年度 笠原市民センター定期講座受講申込書

講 座 名	氏 名 (ふりがな)	住 所	電 話 番 号

(4) 令和6年度笠原市民センター等事業計画（案）について

1 家庭教育講座関係

(1) 家庭教育学級（笠原幼稚園共催事業）

期 日			内 容	講 師	募集人員
6月	11日	(火)	移動学習（市内） 「水戸市少年自然の家」（フォトラリー，焼き杉板製作）		親子 16名
9月	20日	(金)	親子ヨガ	ヨガインストラクター 十万 久美子 氏	親子 16名
1月	24日	(金)	ポーセリンアート	ポーセリンアート講師 大澤 喜代子 氏	親子 16名

(2) 家庭教育強化事業（親子ふれあい教室）

期 日			内 容	講 師	募集人員
7月	8日	(月)	おやこでふれあひあそび教室	幼児体育講師 木村 明日香 氏	親子 20名
12月	9日	(月)	クリスマス会		親子 20名
12月	21日	(土)	親子でそば打ち教室	常陸そばの会 小林 茂 氏	親子 20名

2 青少年教育教養講座

期 日			内 容	講 師	募集人員
7月	30日	(火)	夏休み絵画教室 午前：低学年 午後：高学年	元小学校教諭 別所 恵子 氏	各30名
	31日	(水)	夏休み絵画教室 午前：低学年		

3 女性教養講座関係（女性セミナー）

期 日			内 容	講 師	募集人員
6月	25日	(火)	美しく長く楽しむ寄せ植え教室 ～植物のちからで日々の暮らしに潤いを～	結のはな 代表 吉田 宏二 氏 小幡 洋 氏	30名
11月	29日	(金)	移動学習「行先未定」		40名
未定			未定	未定	40名

4 高齢者教育講座関係（笠原地区高齢者クラブ連合会共催事業）

期 日			内 容	講 師	募集人員
9月	26日	(木)	移動学習（筑西市） 「ザ・ヒロサワ・シティ（ユメノバ）ほか」		40名
未定			未定		未定
12月	18日	(水)	移動学習 「行先未定」		40名

5 市民センターまつり関係（第28回笠原いきいき文化祭）

期 日			内 容	協 力 団 体	来場者数
11月	10日	(日)	◇市民センター定期講座 ○展示の部（作品・活動写真展示） ○発表の部（発表・作品販売・茶会）	笠原市民センター 定期講座受講生	見込み 600名
			◇模 擬 店	笠原地区総合自治連合会 笠原地区女性防火クラブ 食生活改善推進員会笠原支部	
			◇餅つき体験	笠原地区スポーツ団体連合会	
			◇輪投げ大会	笠原地区高齢者クラブ連合会	
			◇野菜・花苗・焼菓子・生活用品等	障害者就労支援施設	

6 地区主要事業関連

（1）第27回笠原ふれあい夏まつり

期 日			内 容	会 場	来場者数
8月	24日	(土)	＜出演＞ 笠原水神太鼓、笠原幼稚園 笠原小学校、笠原中学校 他 ＜模擬店＞ ＜抽選会＞	笠原小学校 校庭 午後3時より8時まで 小雨決行・荒天中止	見込み 2,000名

（2）第63回水戸市体育祭関連事業

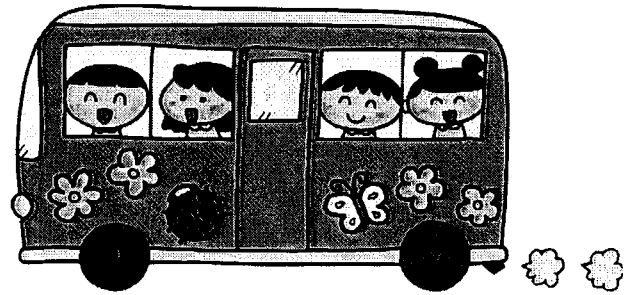
期 日			内 容	会 場	参加人員
10月	13日	(日)	笠原地区市民運動会	笠原小学校 校庭	見込み 1,000名

（3）笠原地区福寿のつどい

期 日			内 容	主 催 者	対象者数
11月	10日	(日)	式典、記念品等配布 ※笠原いきいき文化祭と合同開催	社会福祉協議会笠原支部	507名



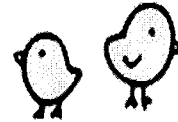
おやこで移動学習



令和6年 6月11日(火)

行き先

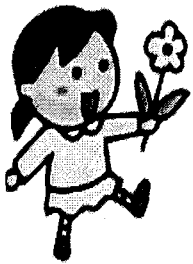
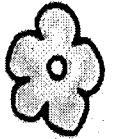
少年自然の家



幼稚園 集合 → 幼稚園 出発
8:45 9:00



→ 少年自然の家 着
(午前：フォトラリー・昼食・午後：焼き杉板製作)
10:00～14:00



→ 少年自然の家 出発 → 幼稚園 到着
14:00 14:30 頃



◆服 装

半袖体操服・長ズボン・遊び着 (すべて家から着用してください)
履き慣れた靴・運動帽子 (当日お渡しします)
※保護者の方も活動しやすい服装・靴をお願いします

◆持ち物

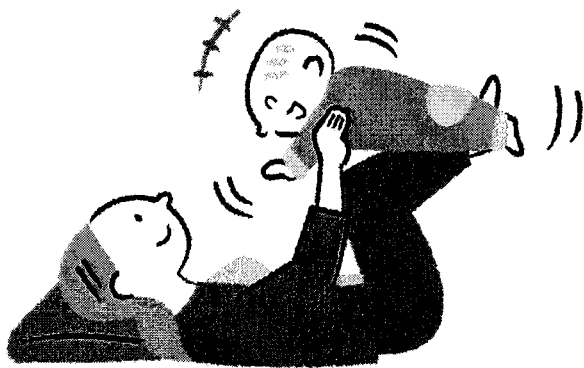
通園リュック・弁当・おやつ (親子で食べられる分)・水筒
ごみ袋・おしぼり・シート・ハンカチ・ティッシュ・ジュニアシート
※水戸市のバスを利用するためジュニアシートの着用をお願いします。

主催 水戸市笠原市民センター・水戸市立笠原幼稚園 PTA



0歳児から参加OK!

おやこで ふれあいあそび教室



リズム遊びや、ふれあい遊び、手つなぎ遊びなど、みんなで
わいわい楽しめます。お父さんお母さんで、運動不足の方も大
歓迎です。お気軽にご参加ください。

日時 7月8日(月) 10:00～11:00

会場：笠原市民センター ホール

講師： 幼児体育講師 木村 明日香 先生

対象： 水戸市在住の未就学児とその保護者

定員： 10組（先着順 定員になり次第締め切ります）

持ち物： 飲み物・動きやすい服装（親子共に裸足で活動します。スカート不可）



申込方法： 笠原市民センターへお電話または窓口にて申込みください。

→ Tel 029-243-3769

(平日9:00～17:00)



【問い合わせ】水戸市笠原市民センター 〒310-0852 水戸市笠原町 358-5

【主催】笠原女性見守りボランティア・水戸市笠原市民センター

美しく 長く楽しむ

寄せ植え教室

～植物のちからで日々の暮らしに潤いを～

第 1 回
女性セミナー



◆日時 令和6年6月25日(火)
AM10:00～11:30

◆講師 結いのはな 代表 吉田 宏二 氏
小幡 洋 氏

◆募集人数 30 名

◆持ち物 汚れてもよい服装 エプロン 園芸用ハサミ
園芸用手袋 ちいさいスコップ

◆参加費 2,000 円(土・苗・プランター代)
直径約 30 cmのプランターに寄せ植えをします。

◆対象者 笠原地区居住の成人女性

◆申込方法 参加費を添えて、笠原市民センター窓口へお申し込み
ください。定員になり次第締め切りとなります。
(受付時間:平日9:00～17:00)



「結いのはな」代表

子供の頃から自然の中で
植物と共に育つ環境にあり、
植物が生活の一部に存在。

そんな中で自然と植物に
興味を持ち、高校卒業後、植
物バイオテクノロジーの専
門学校に進学。

卒業後は園芸店、外構業を
経験後、牛久にて独立。

その後、2008年5月、水
戸市姫子に結いのはなをオ
ープン。2023年2月に水戸
市高田町に新店舗を移転し
オープンしたばかり。

※6/18日(火)以降のキャンセルについては返金出来ない場合が
ございますのでご承知おきください。

主催・問合せ先 笠原市民センター TEL 029-243-3769

水戸市市民センター条例

平成21年 9 月29日

水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)